

令和2年（ネ）第1349号

マイナンバー（個人番号）利用差止等請求控訴事件

控訴人 関口博ほか

被控訴人 国

## 証拠説明書

（甲96～97号証）

2021年（令和3年）5月21日

東京高等裁判所第11民事部 係 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 水 永 誠 二

同 瀬 川 宏 貴

同 出 口 か お り

甲 号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成者	作成 年月日	立 証 趣 旨
96	意見書 番号法における 個人番号制度の 憲法適合性につ いて	原本 玉蟲由樹 (日本大学 教授)	2020.12	甲96号証は、甲54号証の意見書を下敷きに本訴訟の原審判決を検討の上、同判決の説示と対照するかたちで意見を述べるものである（2頁）。 ①番号法にもとづく個人番号の生成・指定およびこれを利用したデータマッチングは、人格プロフィールへの到達可能性を高めるという点において、プライバシー保障および自己情報コントロール権に

					<p>対する強度な介入であること、</p> <p>②個人番号の生成・指定及びこれを利用したデータマッチングは、その目的の正当性、必要性・合理性、データマッチングの手段としての相当性の観点から検討すると、個人のプライバシーへの強度な介入を正当化できるような重要な目的を追求するものといえず、違憲の疑いが強く、また同法19条14号・16号は明確に違憲であるというべきであること等。</p>
97	意見書 マイナンバー法 19条14号の 規定・委任の趣旨 とマイナンバー 法施行令	原 本	實原隆志 (福岡大学 教授)	2020.11	<p>①番号法19条14号の趣旨を政府の説明や「番号法19条の他の号で列挙されている事項と同様の公益上の必要」のように解釈した場合、同号はその規定及び委任の趣旨を特定することができないという点で、憲法41条、13条に反し違憲であること、</p> <p>②仮にそうでないとするれば、番号法施行令25条別表の各号(8号、7号・11号・24号、9号・17号)は、番号法19条14号の委任の範囲を逸脱しており、憲法41条、13条及び番号法19条14号に反し、違憲、違法であること等。</p>